



2026年2月12日

各 位

会社名 **株式会社ADワークスグループ**
代表者名 代表取締役社長 CEO 田中 秀夫
(コード番号: 2982 東証プライム)
問合せ先 専務取締役 CFO 後藤 英夫
電話番号 03-5251-7641

当社大規模買付ルール（買収防衛策）の更新について

当社の大規模買付ルールは、企業価値及び株主共同の利益の維持・向上に向けた取組みとして、2023年3月28日に開催した当社の定時株主総会で更新のご承認をいただきました。

そして、当社取締役会は、本日、大規模買付ルールを更新することを以下のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

大規模買付ルールの更新につきましては、現行ルールの有効期間の満了に伴い、2026年3月25日開催予定の第6期定時株主総会に付議し、出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件といたします。

また、基本的な内容は既に導入している大規模買付ルールと同一であります。

記

1. 大規模買付ルールの必要性及び目的

■ 「大規模買付ルール」に関する考え方

当社は、「株主の皆様による適正な判断に委ねるための手続の確保」を目的とした大規模買付ルールを備えておくことは、経営者の受託者責任の一つと考えております。

当社株式の買付けは、原則として、自由に行われるべきものであり、当社は、当社の企業活動の活性化や株主共同の利益確保・向上につながる限り、株主による株式の大量取得自体を否定するものではありません。

もっとも、大規模買付者（詳細な定義は、別添する大規模買付ルールの「2. 大規模買付ルールの内容」「(1) 大規模買付ルールの対象」のとおりです。以下同様です。）による当社に対する株式の買集め及びその提案の全てが当社の企業価値及び株主共同の利益の維持・向上につながるものとは限らず、当社の企業価値を毀損し、株主共同の利益に反することとなる場合があります。

また、大規模買付者による提案を受け入れるか否かの決定により、将来的な当社の企業価値

及び株主の皆様の共同の利益が大きく左右されるといつても過言ではありません。

そして、大規模買付者によって当社の基本的、抜本的かつ重要な経営戦略、又はそれを推進する経営体制に関する提案が行われた場合、その提案を受け入れるかどうかは、その時点における全ての株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであり、最終的には、個々の株主の皆様が、自由なご意思で判断するべきです。

また、株主の皆様の自由なご意思で判断するに当たっては、大規模買付者の提案が真に当社の企業価値及び株主共同の利益の維持・向上に資するのかどうかをご自身の責任において適切にご判断していただくべく、大規模買付者から必要かつ十分な情報が提供されること、株主の皆様が相当期間熟慮する時間是有することが重要です。

そこで、当社取締役会は、そのための備えが必要であるとの観点から、当社において現行ルールを更新することが必要であると判断いたしました。

■コーポレートガバナンス・コードの考え方からの観点

コーポレートガバナンス・コードは、その原則1－5において「買収防衛の効果をもたらすことを企図してとられる方策は、経営陣・取締役会の保身を目的とするものであってはならない。その導入・運用については、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきである。」と明記し、濫用を戒めております。

当社は、これに沿って、2025年3月26日に「コーポレートガバナンス・コードに対する当社ガイドライン（方針及び取組み）」（以下「コーポレートガバナンス・ガイドライン」といいます）を公表していますが、そのコーポレートガバナンス・ガイドラインで、原則1－5に関して、「当社が採用している大規模買付ルールは、直接、買収防衛の効果をもたらす設計ではなく、その是非を株主の皆様による適正な判断に委ねるための手続きの確保を目的としたものであります。このようなルールを備えておくことは、大規模買付者以外の株主の皆様に等しく情報を共有し透明化することで、株主の皆様の権利を平等に確保することとなるため、本原則の趣旨に則したものであり、また、取締役会として当然の責務であると考えております。したがって、大規模買付ルールを備えておくことは基本原則4に定められる「取締役会の責務」に準じたものであると認識しております。」と表明しております。

以上のとおり、当社取締役会は、当社に対する大規模買付行為等が前述の見解を具体化した一定の合理的なルールに従って行われることが、当社及び当社株主全体の利益に合致すると考え、事前の情報提供等に関する一定の大規模買付ルールを更新することが必要であると判断しました。

大規模買付ルールによって、当社が一層の成長を目指すにあたっての環境が整備されるとともに、株主の皆様において、大規模買付者の提案が当社の企業価値及び株主共同の利益を高めるものか、損ねるものかをご判断いただくことが可能となります。

そこで、当社は、大規模買付ルールがコーポレートガバナンス・コード基本原則 1 に掲げる「株主の権利・平等性の確保」に資するものであり、また、そのご判断いただく機会を確保することが、コーポレートガバナンス・コード基本原則 4 にいう「取締役会等の責務」に該当するものであると考えております。

なお、現在、当社が大規模買付者による買収提案をはじめとした提案等を受けている事実は、その兆候も含めてございません。

大規模買付ルールは一般的なものであり、特定の大量保有者のみを意識したものではありませんが、現在の大量保有者も、後述する「大規模買付者」に当たる場合には、この大規模買付ルールが適用されます。（ご参考：大規模買付ルールについてのフローチャートを記載）

2. 大規模買付ルールの合理性

（1）買収防衛策に関する指針及び東京証券取引所規則の要件を完全に充足していること

大規模買付ルールは、経済産業省及び法務省が 2005 年 5 月 27 日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）、企業価値研究会が 2008 年 6 月 30 日付で発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、東京証券取引所が 2021 年 6 月 11 日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則 1-5 いわゆる買収防衛策」、及び経済産業省が 2023 年 8 月 31 日に発表した「企業買収における行動指針」が定める三原則（企業価値・株主共同の利益の原則、株主意思の原則、透明性の原則）、並びに東京証券取引所の「企業行動規範に関する規則」における買収防衛策の導入に係る遵守事項（開示の十分性、透明性、流通市場への影響、株主の権利の尊重）及び有価証券上場規程の趣旨を踏まえています。

（2）企業価値及び株主の共同の利益の確保及び向上の目的をもって導入されていること

大規模買付ルールは、前述 1. 「大規模買付ルールの必要性及び目的」に記載したとおり、当社の株式に対し大規模買付行為等が行われる場合に、その大規模買付行為等に応じるべきか否かについて、当社取締役会の代替案を含め大規模買付者の提案を十分に検討するために必要な情報と相当の期間を確保することで、株主の皆様一人一人が当該提案に関し、適切な判断を行えるようにすることにより、当社の企業価値及び株主の共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されるものです。

（3）株主意思を重視するものであること

現行ルールは、2019 年 11 月 29 日開催の株式会社エー・ディー・ワークス臨時株主総会において、単独株式移転により設立する完全親会社、当社における大規模買付ルールの導入を、有効期間 3 年として承認され、2023 年 3 月 28 日に開催した当社の定時株主総会で更新を承認されたものであります。

そして、その有効期間は3年とし、有効期間が満了となる定時株主総会ごとに、株主総会の場において、株主の皆様のご承認を得ることとしています。

なお、大規模買付ルールの有効期間の途中であっても、当社株主総会において大規模買付ルールを廃止する旨の決議が行われた場合には、大規模買付ルールを廃止することができます。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

特別委員会が当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタント、その他の専門家を含む。）の助言を得ることができます。

また、特別委員会の判断の概要を株主の皆様に情報開示します。

したがって、大規模買付ルールの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(5) 合理的な客観的要件の設定

大規模買付ルールは、合理的かつ客観的な要件、すなわち、その大規模買付行為等が大規模買付ルールを遵守しない場合の他、当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく低下させると合理的に判断される場合として、

- ① 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社又は、当社関係者に引き取らせる目的であると判断される場合、
- ② 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密、主要取引先や顧客等を買付提案者やそのグループ会社に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的があると判断される場合、
- ③ 当社の経営を支配した後に当社の資産を買付提案者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的があると判断される場合、
- ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高価売り抜けを目的としていると判断される場合、
- ⑤ 強圧的二段階買付け（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付け条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）を予定して当社株式の大規模買付行為等を行う等、当社の株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあると判断される場合、
- ⑥ 買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、買付等の後における当社グループの顧客、取引先、従業員その他の当社グループに係る利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑みて不十分又は不適当な買付け等と判断される場合、

- ⑦ いわゆる反社会的勢力、又はかかる勢力が支配・関与する個人・団体による大規模買付行為等と判断される場合、
 - ⑧ 大規模買付者による大規模買付行為等の後の経営方針及び事業計画が著しく不合理であると判断される場合、
 - ⑨ 大規模買付者による大規模買付行為等の後の経営方針及び事業計画が当社取締役会の経営方針及び事業計画（大規模買付者による大規模買付行為等の後の経営方針及び事業計画に対する代替案を含みます。）に著しく劣ると判断される場合、
- に当たらなければ発動されないように設定されています。
- したがって、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

（6）デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

大規模買付ルールは、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないいわゆるデッドハンド型の買収防衛策ではありません。また、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期については1年とする予定であり、かつ、解任要件を加重しませんので、過半数の株式を取得しても経営権を取得するために時間を要するいわゆるスローハンド型の買収防衛策ではございません。

3. 当社の企業価値及び株主共同の利益の維持・向上に向けた取組み

当社は、中長期的な企業価値および株主共同の利益の維持・向上を図るため、2025年2月13日付開示の「企業価値向上に向けた成長戦略」に基づき、事業戦略の見直しにより事業成長を加速させるとともに、財務規律に基づく事業運営や株主還元施策の強化、IR活動強化等の各施策に取り組むことで、資産収益性（ROE）の改善、成長期待の醸成及び株主資本コストの低減を推進しております。

その結果、2024年12月末時点で、ROEが9.5%、PBRが0.5倍だったのに対して、2025年12月末時点のROEは16.9%、PBRは1倍へと改善しております。

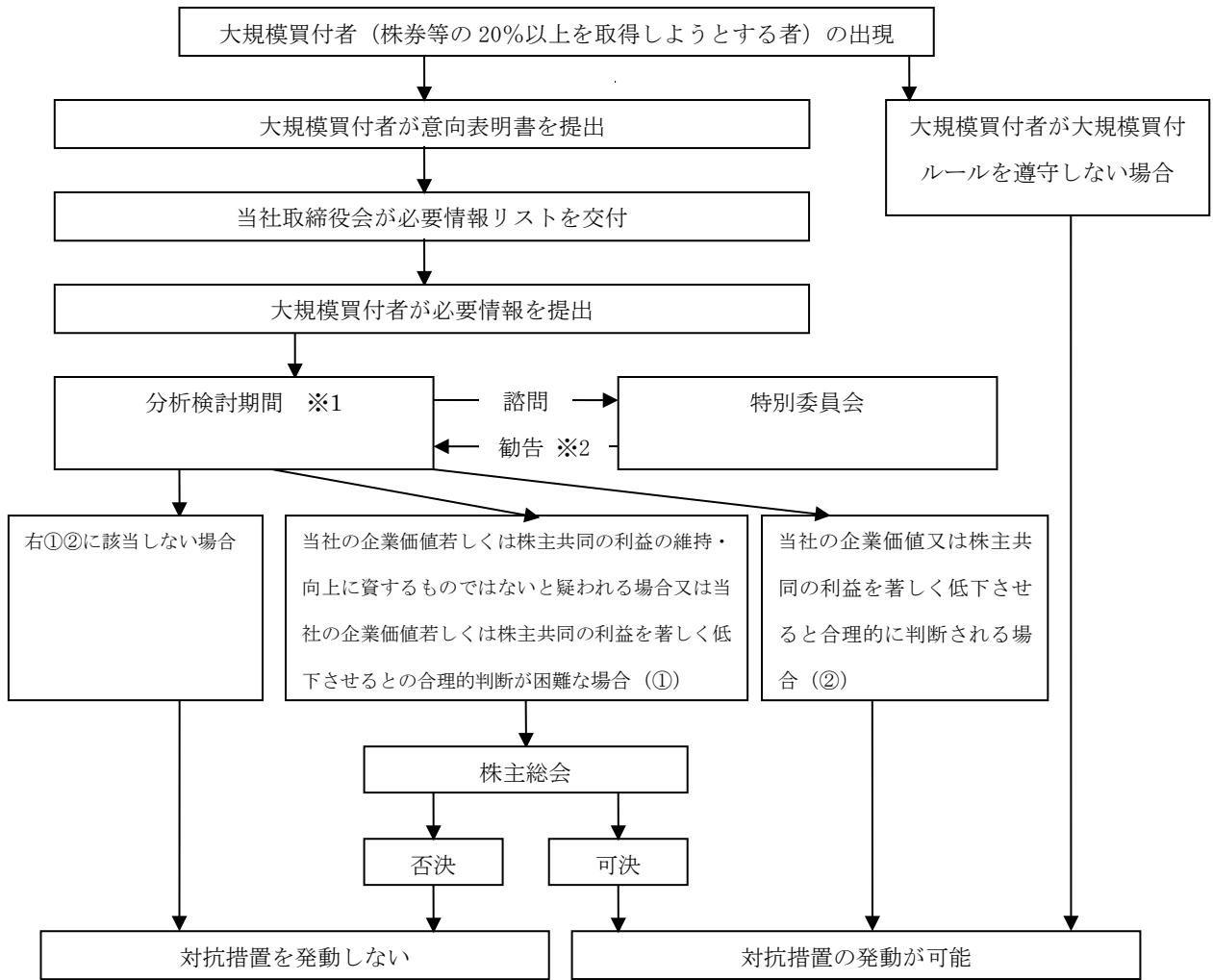
今後も、事業環境の変化に応じて適切な成長戦略及び中期経営計画を策定し、それらに基づく施策を着実に実行することで持続的な企業価値向上を実現し、株主共同の利益の維持・向上を目指してまいります。

以上

【大規模買付ルールについてのフローチャート】

本チャートは、あくまで大規模買付ルールに対する理解に資することのみを目的として作成されています。

大規模買付ルールの詳細については、大規模買付ルール本文をご参照下さい。



※1 分析検討期間は原則として、90営業日以内としますが、当社取締役会は特別委員会の勧告を受け、必要がある場合には、30営業日を上限として延長します。

※2 特別委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の発動が適当か否か及び発動の適否の判断が困難な場合において最終的に株主意思を確認するのが適当であるか否かを勧告し、当社取締役会は、この勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動に関して決議を行います。

別 紙

大規模買付ルール

株式会社A D ワークスグループ

2026年3月25日更新（予定）

1. 大規模買付ルールの目的

当社は、当社に対して大規模買付者からの提案が行われた場合に、当該提案を受け入れるか否かは、最終的には各株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えます。

当社取締役会は、当社に対する大規模買付行為等が、一定の合理的なルールに従って行われることが、当社及び当社株主全体の利益に合致すると考え、事前の情報提供等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定することとしました。

■ 「大規模買付ルール」に関する考え方

当社は、「株主の皆様による適正な判断に委ねるための手続きの確保」を目的とした大規模買付ルールを備えておくことは、経営者の受託者責任の一つと考えております。

当社株式の買付けは、原則として、自由に行われるべきものであり、当社は、当社の企業活動の活性化や株主共同の利益確保・向上につながる限り、株主による株式の大量取得自体を否定するものではありません。

もっとも、大規模買付者による当社に対する株式の買集め及びその提案の全てが当社の企業価値及び株主共同の利益の維持・向上につながるものとは限らず、当社の企業価値を毀損し、株主共同の利益に反することとなる場合があります。

そして、大規模買付者によって当社の基本的、抜本的かつ重要な経営戦略、又はそれを推進する経営体制に関する提案が行われた場合、その提案を受け入れるかどうかは、その時点における全ての株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであり、最終的には、個々の株主の皆様が、自由なご意思で判断するべきです。

また、株主の皆様の自由なご意思で判断するに当たっては、大規模買付者の提案が真に当社の企業価値及び株主共同の利益の維持・向上に資するのかどうかをご自身の責任において適切にご判断していただくべく、大規模買付者から必要かつ十分な情報が提供されること、株主の皆様が相当期間熟慮する時間是有することが重要です。

当社取締役会は、そのための備えが必要であるとの観点から、当社において現行ルールを更新することが必要であると判断いたしました。

■ コーポレートガバナンス・コードの考え方からの観点

コーポレートガバナンス・コードは、その原則 1－5において「買収防衛の効果をもたらすことを企図してとられる方策は、経営陣・取締役会の保身を目的とするものであってはならない。その導入・運用については、取締役会・監査役は、

株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきである。」と明記し、濫用を戒めております。一方、経営者が株主からの受託者責任を遂行するためには、継続的に中長期的に企業価値の向上をはかり、株主共同の利益の維持・向上をはかることが求められます。

当社は、これに沿って、2025年3月26日に「(改訂) コーポレートガバナンス・コードに対する当社ガイドライン（方針及び取組み）」（以下「コーポレートガバナンス・ガイドライン」といいます）を公表していますが、そのコーポレートガバナンス・ガイドラインで、原則1－5に関して、「当社が採用している大規模買付ルールは、直接、買収防衛の効果をもたらす設計ではなく、その是非を株主の皆様による適正な判断に委ねるための手続きの確保を目的としたものであります。このようなルールを備えておくことは、大規模買付者以外の株主の皆様に等しく情報を共有し透明化することで、株主の皆様の権利を平等に確保することとなるため、本原則の趣旨に則したものであり、また、取締役会として当然の責務であると考えております。したがって、大規模買付ルールを備えておくことは基本原則4に定められる「取締役会の責務」に準じたものであるとも認識しております。」と表明しております。

以上のとおり、当社取締役会は、当社に対する大規模買付行為等が前述の見解を具体化した一定の合理的なルールに従って行われることが、当社及び当社株主全体の利益に合致すると考え、事前の情報提供等に関する一定の大規模買付ルールを更新することが必要であると判断しました。

大規模買付ルールによって、当社が一層の成長を目指すにあたっての環境が整備されるとともに、株主の皆様において、大規模買付者の提案が当社の企業価値及び株主共同の利益を高めるものか、損ねるものかをご判断をいただくことが可能となります。

そこで、当社は、大規模買付ルールがコーポレートガバナンス・コード基本原則1に掲げる「株主の権利・平等性の確保」に資するものであり、また、そのご判断いただく機会を確保することが、コーポレートガバナンス・コード基本原則4にいう「取締役会等の責務」に該当するものであると考えております。

なお、現在、当社が大規模買付者による買収提案をはじめとした提案等を受けている事実は、その兆候も含めてございません。

大規模買付ルールは一般的なものであり、特定の大量保有者のみを意識したものではありませんが、現在の大量保有者も、後述する「大規模買付者」に当たる場合には、この大規模買付ルールが適用されます。（ご参考：大規模買付ルールについてのフローチャートを記載）

2. 大規模買付ルールの内容

(1) 大規模買付ルールの対象

大規模買付ルールの対象となる「大規模買付行為等」とは、

- ① 特定株主グループ（注 1）の議決権割合（注 2）を 20%以上とすることを目的とする当社株券等（注 3）の買付行為（公開買付けの開始を含みますが、それに限りません。）、
- ② 結果として特定株主グループの議決権割合が 20%以上となる当社株券等の買付行為（公開買付けの開始を含みますが、それに限りません。）、又は
- ③ 上記①若しくは②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、(i)当社の株券等の取得をしようとする特定株主グループが、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注 4）を樹立するあらゆる行為（注 5）であって、(ii)当社が発行者である株券等につき当該特定株主グループと当該他の株主の株券等保有割合の合計が 20%以上となるような行為

をいいます。

ただし、当社取締役会が同意した大規模買付行為は、大規模買付ルールの適用対象からは除外いたします。

「大規模買付者」とは、上記のとおり、このような大規模買付行為等を自ら単独で又は他の者と共同ないし協調して行う又は行おうとする者を意味します。

(2) 情報提供

まず、当社取締役会が必要と判断した場合、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下「本情報」といいます。）を提供していただきます。

その項目は以下のとおりです（ただし、以下項目に限られるものではありません。）。

- ① 大規模買付者及びそのグループ（主要な株主又は出資、重要な関係会社、共同保有者、準共同保有者、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。以下同じとします。）の概要（資本構成の詳細、事業内容、過去 3 年の財務内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）

- ② 大規模買付者及びそのグループが保有する当社が発行する全ての有価証券（金融商品取引法第2条第2項に規定する有価証券をいいます。以下同じとします。）の保有状況、過去60日間において大規模買付者及びそのグループが行った当社有価証券にかかる全ての取引（デリバティブ取引、貸借取引及び担保取引を含みます。）の状況（取引の性質、価格、取引の場所及び方法、取引の相手方を含みます。）及び当社有価証券に関して大規模買付者及びそのグループが締結した全ての契約、取決め及び合意（口頭によるものも含み、またその履行の可能性を問いません。）、合意の予定がある場合にはその予定している合意の種類、契約の相手方及び対象となっている当社株式の数量等の具体的な内容
- ③ 過去10年以内の投融資の詳細、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」といいます。）第26条第1項に規定される「外国投資家」への該当性の有無及びその根拠となる情報
- ④ 大規模買付者及びそのグループの内部統制システムの具体的な内容及び当該システムの実効性の有無及び状況
- ⑤ 大規模買付行為等の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為等の後における当社の株券等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第1項、同法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等を意味します。）を行うこと。その他の目的がある場合には、その旨及び概要を含みます。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）、方法及び内容（大規模買付行為等による取得を予定する当社の株券等の種類及び数、大規模買付行為等の対価の額及び種類、大規模買付行為等の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為等の方法の適法性ならびに大規模買付行為等の実行の可能性等を含みます。）
- ⑥ 大規模買付行為等に際しての第三者との間における意思連絡（当社に対して金融商品取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じとします。）の有無、並びに意思連絡が存する場合にはその具体的な態様及び内容
- ⑦ 当社株式の買付対価の算定根拠及びその算定経緯（算定の前提事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー及びディスシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称及び当該第三者に関する情報、意見の概要並びに当該意見を踏まえて金額を決定す

るに至った経緯を含みます。)

- ⑧ 当社株式の買付資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑨ 当社の経営に参画した後に想定している経営方針、経営者候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策及び資産活用策等
- ⑩ 大規模買付行為等の完了後に実施を予定する当社の企業価値を継続的かつ安定的に向上させるための施策及び当該施策が当社の企業価値を向上させることの根拠
- ⑪ 当社の株主（大規模買付者及びそのグループを除きます。）、当社グループの従業員、取引先、顧客等の利害関係者に関し、大規模買付行為等の完了後に予定する変更の有無及びその内容
- ⑫ 大規模買付者及びそのグループと当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑬ 大規模買付者及びそのグループと反社会的勢力ないしテロ関連組織との関係の有無（直接的であるか間接的であるかを問いません。）及び関連性が存在する場合にはその内容に関する情報
- ⑭ 大規模買付者及びそのグループが過去 5 年間に行った企業買収、資本提携等の実績（当該企業買収、資本提携等の相手方企業の具体的名称・事業内容、当該企業株主、資本提携等の実行までの経緯、実行後の相手方企業の業績の変化及び相手方企業において実現したシナジーの具体的な内容等の情報を含みます。）
- ⑮ 大規模買付者及びそのグループに対し、当該大規模買付により最終的に経済的な利得を得ることを目的として、資本金、出資金等名目の如何を問わず買付資金を供給している個人、法人、団体の住所、名称等の概要、大量買付行為のために投下した資本の回収方針
- ⑯ その他当社取締役会及び特別委員会が合理的に必要であると判断する情報

本情報の具体的な内容は大規模買付行為等の内容によって異なることもありますので、大規模買付者が大規模買付行為等を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、

- i 大規模買付者及びそのグループの名称、住所又は本店所在地
- ii 過去 10 年の経歴、過去 10 年以内における法令違反行為の有無及びその内容
- iii 大規模買付者及びそのグループの代表者及び役員の氏名、過去 10 年の経

歴、過去10年以内における法令違反行為の有無及びその内容

- iv 大規模買付者及びそのグループの事業目的及び事業の内容
- v 大規模買付者及びそのグループの大株主及び大口出資先（出資割合上位10位。実質株主の概要。）
- vi 国内連絡先
- vii 外国法人の場合は設立準拠法
- viii 主要な出資先の名称、本店所在地、事業内容及びその主要な出資先に対する持株割合又は出資割合
- ix 提案する大規模買付行為等の概要

を明示した、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただくこととします。

当社代表取締役は、かかる意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本情報のリストを当該大規模買付者に交付します。

なお、大規模買付者から当社に対して当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本情報が揃うまで、追加的に情報提供を求めます。

大規模買付行為等の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本情報は、原則として適時に、その全部又は一部を開示します。

なお、意向表明書及び本情報その他大規模買付者が当社又は当社代表取締役等に提出する資料又は請求における使用言語は日本語に限ります。

(3) 情報の検討及び意見表明等

次に、当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し本情報の提供を完了した後、取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として、90営業日（ただし、当社取締役会は、特別委員会からの勧告を受けた場合であって、対価の相当性や買付提案の合理性の判断が困難である等の必要がある場合には、この期間を、30営業日を上限として延長することができます。この場合、延長期間と延長理由を開示します。）をいただきます。

当社が、取締役会評価期間を90営業日と定めている理由は、次のとおりです。また、経済産業省「企業買収における行動指針」が示す「株主意思の尊重」「透明性」の原則、コーポレートガバナンス・コード（原則1-5）が要請する必要性・合理性・適正手続・説明責任の趣旨に整合するとともに、東証の事前相談ガイドが留意点とする「過度な長期の回避」や「手続内容の明確化」にも適合しているものと考えております。

当社は、不動産の取得・再生・売却のみならず、不動産小口化事業やオフィス区分事業など長期にわたる投資家の資産運用や、上場会社の資本政策等を長期にわたってコンサルティングを行うファイナンス・アレンジメント事業等を営んでおります。そのため、大規模買付提案の評価にあたっては、事業毎・案件毎に事業の継続可能性の検証を行いながら、ステークホルダーの同意取得を丁寧に進めることができが不可欠であり、それを実行しなければ、取締役会として株主に説明可能な水準の根拠を備えることができないものと認識しています。

加えて、不動産小口化事業やオフィス区分事業では2,500名超の投資家に対する受託者責任を負っており、商品ごとに運用継続性・期中運用・出口戦略への影響を評価する必要があります。さらに、大規模買付提案の中に短期回収・レバレッジ志向が含まれる場合、リスク検証を行うとともに、当初の商品設計や投資家期待と齟齬がないかを検証する必要があります。

さらに、当社グループは国内外に事業展開しており、大規模買付の影響評価にあたっては物件・案件・拠点ごとにテナント、PM/AM事業者、レンダー、受託者等の多層の関係者と連携し、拠点横断の検証・合意形成を行う必要があり、地理的・実務的制約から一定の期間を要します。

そして、2025年12月末日時点の当社株主名簿において、当社の株主構成は議決権ベースで約70%（約17,000人）を個人投資家が占めています。取締役会には、そうした多数の株主が平等かつ十分に理解できるよう、買付提案に対する代替案の立案・比較衡量を含む見解形成と丁寧な情報開示を両立させる責務があり、上記の当社実態も踏まえ、取締役会における検討には相当程度の期間を要するものと考えております。併せて、取締役会が情報開示をした後にも、株主が平等かつ十分な情報検討期間を一定程度確保することが、株主の皆様の適切な判断に不可欠だと考えております。

こうした状況の中、当社取締役会は、大規模買付者及び買付提案の評価・検討、交渉、意見形成、代替案立案を、株主、取引先、顧客等の利害関係者との関係、事業に関連する諸法令の規制、従業員の雇用などを勘案して、慎重に進めていく必要があります。大規模買付行為等が企業価値に与える影響を慎重に検討する必要があるため、取締役会評価期間を90営業日と定めています。

当社取締役会は、取締役会評価期間中、提供された本情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。

この際の、取締役会の意見としては、①対抗措置の発動を行う、②対抗措置の発動を行わない、③株主意思の確認のための株主総会を招集する、のいずれかになります。

すなわち、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合の対抗措置発動の

要件については、後記3.(2)に記載のとおり、当該大規模買付行為等が当社の企業価値又は当社株主共同の利益を著しく低下させると合理的に判断される場合ですが、そのように取締役会が判断した場合には、取締役会は、①対抗措置発動の意思決定をします。これに対し、取締役会として、当該大規模買付行為等が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく低下させるか否か判断することが困難である場合に、③株主意思を確認するための株主総会招集の決定をします。そして以上のいずれにも該当しない場合に、②対抗措置の発動を行わないとの決定をいたします。

なお、取締役会の前記判断においては、特別委員会の勧告（後記4.）を最大限尊重して取締役会決議を行い、公表します。

また、当社取締役会は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為等に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

(4) 株主総会

当社取締役会は、株主意思を確認するための株主総会を招集する旨の決定をした場合には、具体的な対抗措置の内容を決定したうえで、直ちにその旨を公表し、速やかに株主総会を招集して、当該具体的対抗措置の発動の要否に関する議案を付議します（ただし、実務上の手続等を勘案して、既に開催することが予定されている株主総会において付議することが、より迅速且つ適切であると判断する場合には、当該総会において議案を付議します。）。

なお、取締役会の前記判断においては、特別委員会の勧告（後記4.）を最大限尊重して決議を行います。

(5) 大規模買付行為等の開始可能時期

大規模買付行為等は、当社取締役会が新株予約権の無償割当ての実施又は不実施に関する決議を行うまでの間、又は、株主総会において対抗措置の発動の要否に関する議案が付議される場合には当該株主総会において対抗措置の発動に関する議案が否決された後にのみ開始することができるものとし、それまでの間は、大規模買付行為等をすることはできません。

(6) 企業価値を低下させる大規模買付行為等に該当しないと判断した場合

当社取締役会は、前記(3)の評価・検討の結果、あるいは、それ以前であっても、大規模買付者による大規模買付行為等が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく低下させる買付けには該当しないと判断した場合は、対抗措置を発動しな

い旨を直ちに決議し公表します。

3. 大規模買付行為への対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社及び当社株主全体の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律（対抗措置時の施行後法令を含みます。）及び当社定款が認めるもの行使し、大規模買付行為等に対抗する場合があります。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、差別的な行使条件・取得条項等が付いた、主たる条件が下記の内容の新株予約権の発行又は当社取締役会がその時点で最も適切と判断したものを選択するものとし、当社取締役会は、その決定にあたって、特別委員会に諮問して得た勧告（後記4.）を最大限尊重いたします。

記

i 本件新株予約権の数

当社取締役会が定める数とします。

ii 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本件新株予約権1個の割合で、本件新株予約権を無償で割り当てます。

iii 本件新株予約権の無償割当ての効力発生日

本件新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

iv 本件新株予約権の目的である株式の数

本件新株予約権1個当たりの目的である当社株式（将来、当社が種類株式発行会社となった場合においても、①本件新株予約権の行使により発行される当社株式及び②本件新株予約権の取得と引換えに交付する株式は、いずれも当社が株主総会開始時において現に発行されている株式（普通株式）と同一の種類を指します。「社債、株式等の振替に関する法律」の規定がある同法第128条第1項に定める振替株式となります。）の数は、別途調整がない限り1株とします。

v 本件新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本件新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本件新株予約権の行使に際して出資される財産の当社1株当たりの価額は、1円を下限とし、当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、本件新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。な

お、「時価」とは、本件新株予約権無償割当て決議に先立つ過去90日間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げるものといたします。

vi 本件新株予約権の行使期間

本件新株予約権の無償割当ての効力発生日又は本件新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日とし、1か月間から6か月間までの範囲で、本件新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

vii 本件新株予約権の行使条件

次の（ア）から（カ）までに定める者（以下「非適格者」と総称します。）は、原則として本件新株予約権を行使することができません。ただし、当社取締役会が同意した場合には、非適格者から除外いたします。

（ア）特定大量保有者（注6）

（イ）（ア）の共同保有者

（ウ）特定大量買付者（注7）

（エ）（ウ）の特別関係者

（オ）上記（ア）から（エ）までに定める者から本件新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け又は承継した者

（カ）上記（ア）から（オ）までに該当する者の関連者（注8）

また、外国の適用法令上、本件新株予約権を行使することにより所定の手続が必要とされる非居住者（以下「非居住者」といいます。）も、原則として本件新株予約権を行使することができません。ただし、非居住者の保有する本件新株予約権も、適用法令に抵触しないことが確認されることを条件として、下記ix（イ）のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。

viii 本件新株予約権の譲渡制限

本件新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

ix 本件新株予約権の取得事由

（ア）当社は、本件新株予約権の行使期間の初日の前日までの間、当社の取締役会が別途定める日の到来日をもって、いつでも全ての本件新株予約権を無償で取得することができます。

（イ）当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する未行使の本件新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本件新株予約権1個につき（別途調整がない限り）当社普通株式1

株を交付することができます。

また、当社は、かかる取得がされた日以降に、本件新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日から後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本件新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本件新株予約権 1 個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、以後も同様とします。

- (ウ) 当社は、本件新株予約権の無償割当ての効力発生日以降の日で当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者が有する本件新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、取得に係る本件新株予約権と同数の新株予約権で非適格者の行使が原則として認められないものとされているもの（注 9）を対価として交付することができます（なお、非適格者が有する本件新株予約権自体の取得の対価として金銭を交付することは予定しておりません。）。また、当該交付される新株予約権については、一定の取得条項が規定されることがあり、その他の詳細については、本件新株予約権無償割当て決議において定めるものといたします。
- (エ) その他当社が本件新株予約権を取得することができる場合及びその条件については、本件新株予約権無償割当て決議において別途定めるところによるものとします。

- x 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

本件新株予約権無償割当て決議において別途定めるものといたします。

- xi 新株予約権証券の発行

本件新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

- xii その他

その他の本件新株予約権の内容は、別途本件新株予約権無償割当て決議において定めるところによるものとします。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為等に反対であったとしても、代替案の提示、大規模買付者との交渉、当社株主の皆様への説得等を行う可能性はあるものの、原則として、当該大規模買付行為等に対する対抗措置をとることはいたしません。

もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、特別委員会が、当該大規模買付行為等が当社の企業価値又は当社株主共同の利益を著しく低下させる、例えば、

- ① 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社又は当社関係者に引き取らせる目的であると判断される場合
- ② 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密、主要取引先や顧客等を買付提案者やそのグループ会社に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的があると判断される場合
- ③ 当社の経営を支配した後に当社の資産を買付提案者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的があると判断される場合
- ④ 当社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙つて当社株式の高価売り抜けを目的としていると判断される場合
- ⑤ 強圧的二段階買付（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付け条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うこと）を予定して当社株式の大規模買付行為等を行う等当社の株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあると判断される場合
- ⑥ 買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、買付等の後における当社グループの顧客、取引先、従業員その他の当社グループに係る利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑みて不十分又は不適当な買付け等
- ⑦ いわゆる反社会的勢力、又はかかる勢力が支配・関与する個人・団体による大規模買付行為等
- ⑧ 大規模買付者による大規模買付行為等の後の経営方針及び事業計画が著しく不合理であると判断される場合
- ⑨ 当社取締役会の経営方針及び事業計画（大規模買付者による大規模買付行為等の後の経営方針及び事業計画に対する代替案を含みます。）に著しく劣ると判断される場合

と判断し、当社取締役会に対して対抗措置の発動を勧告した場合には、当社取締役会は、当社の企業価値及び当社株主の皆様の利益を守るために、対抗措置を発動することがあります。

なお、当社取締役会は、上記対抗措置の発動にあたり、特別委員会から当該措

置の発動により当社株主に著しい不利益が生じることがないなど相当性が認められるとの勧告を受けるものとします。

ただし、上記の対抗措置は、当該大規模買付行為等が当社の企業価値又は当社株主共同の利益を著しく低下させると合理的に判断される場合に発動するものであり、大規模買付者の意図がこれらに形式的に該当することのみを理由として対抗措置を発動しないものとします。

また、取締役会として、当該大規模買付行為等が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく低下させるか否か判断することが困難である場合には、株主意思を確認するための株主総会招集の決定をし、株主総会において、対抗措置の発動が株主の皆様にご承認いただいた場合にも、株主の皆様の意思に基づき対抗措置が発動されることとなります。

(3) 対抗措置発動の停止等について

前記(1)又は(2)において、大規模買付行為等に対して、当社取締役会又は株主総会が具体的対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者から当社取締役会に対して大規模買付行為等の変更又は代替案の提示があった場合は、その内容が大規模買付ルールを遵守しているのか、当社の企業価値又は当社株主全体の利益を損なうか否かについて十分に検討した結果、対抗措置の発動が適切でないと判断したときは、対抗措置の発動により生じる株主の皆様の権利の確定前であり、且つ株主の皆様の利益を損なわない場合に限り、当社取締役会は、対抗措置の発動の停止又は変更等を行うことがあります。

なお、当社取締役会は対抗措置の発動の停止又は変更等の要否につき、特別委員会に諮問を行い、その要否に係る決定を行うにあたって、特別委員会の勧告（後記4.）を最大限尊重して決議を行います。

4. 特別委員会への諮問手続

当社取締役会は、大規模買付者から本情報が提供された場合、速やかに取締役会から独立した組織として設置される特別委員会に本情報を上程し、当社取締役会に対して対抗措置の発動が適当か否か、あるいは発動の適否の判断が困難なので最終的に株主意思を確認するのが適当であるか否かを諮問します。

特別委員会は、当社取締役会からの諮問に基づき、外部専門家の助言を受けるなどしながら意見を取りまとめ、当社取締役会に対して対抗措置の発動が適当か否か、あるいは発動の適否の判断が困難なので最終的に株主意思を確認するのが適当であるか否かを勧告し、当社取締役会は、この勧告を開示したうえで、この勧告を最大限尊重して、対抗措置を発動するか否か又は株主意思を確認するため

の株主総会の招集に関して決議を行います。

なお、当社取締役会が委員会に諮問して勧告を受けるまでの期間は、前記2.(3)に定める取締役会評価期間に含まれます。なお、現在の特別委員会の委員の略歴は末尾（添付資料）のとおりです。

5. 株主・投資者に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主・投資者に与える影響等

大規模買付ルールの導入時点においては、新株予約権の発行等の法的な措置は講じられませんので、株主の皆様の権利関係に変動は生じませんし、株価形成を歪めることもありません。

なお、前記3.において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為等に対する当社の対応方針が異なります。当社としても、十分な情報開示に努めますが、当社株主及び投資者の皆様におかれましても、当社の情報開示並びに大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資者に与える影響等

当社取締役会は、当社株主の皆様（当社の企業価値又は株主共同の利益を低下させる買付を行う者を除きます。）が格別の損失を被り又は株価形成を歪める類型の対抗措置の発動を想定しておりません。

当社取締役会が対抗措置を発動することを決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って、株主の皆様が万一の不測の損失を被ることを防止すべく適時適切な開示を行います。

(3) 対抗措置発動の停止時等に株主・投資者に与える影響等

取締役会が対抗措置として新株予約権の発行を決議した後に、その停止又は変更、すなわち当該新株予約権の発行の中止又は新株予約権の内容（例えば、割当数）の変更を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じないか、又は希釈化率が変更しますので、当社株式の価値について一定の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

当社取締役会が対抗措置の発動の停止又は変更等を決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って、株主の皆様が万一の不測の損失を被ることを防止すべく適時適切な開示を行います。

(4) 対抗措置の発動に伴って株主の皆様に必要となる手続

当社が対抗措置として新株予約権を発行したときは、割当基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、当該新株予約権の行使請求書その他当該新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。対抗措置発動要件を充足すると判断された大規模買付者を含む特定株主グループに属する者については、当該新株予約権行使することができませんが、それ以外の株主の皆様は、権利行使期間内に当該新株予約権の行使を行う場合には、新株予約権行使請求書等を提出した上、所定の行使価格相当額の金銭を払込取扱場所に払い込むことにより、当社株式の発行等を受けることになります。

また、当社取締役会が当該新株予約権の一部を当社の株式と引き換えに取得する場合には、当社取締役会が別途定める取得日をもって、対抗措置発動要件を充足すると判断された大規模買付者を含む特定株主グループに属する者以外の株主の皆様は、行使価格相当額の金銭を払い込むことなく、当社による当該新株予約権取得の対価として、当社株式の発行等を受けることになります。

上記のほか、割当方法及び払込方法の詳細につきまして、対抗措置として新株予約権の発行に関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して適時に開示又は通知いたしますので、その内容をご確認下さい。

6. 大規模買付ルールの見直し

大規模買付ルールの更新は2026年3月25日の第6期定時株主総会でご承認を得ることを条件とします。そして、その有効期間は3年とし、有効期間満了後は、以後の定時株主総会以降3年以内に終了する最終の事業年度に係る定時株主総会ごとに、当社の株主の皆様のご承認を得ることとします。

なお、大規模買付ルールは、当社株主総会において大規模買付ルールを廃止する旨の決議が行われた場合のほか、当社取締役会決議により廃止することができるものとします。

当社取締役会は、企業価値・株主価値の維持・向上の観点から、会社法その他企業防衛に関わる法改正、司法判断の動向や分析等を踏まえ、今後必要に応じて大規模買付ルールを変更若しくは廃止し、又は新たな対応策等を導入することができますが、その場合には、改めて当社の株主の皆様のご承認を得ることとします（ただし、軽微な変更の場合を除きます。）。

注1 特定株主グループとは、当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）並びに当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものと含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）、また、これらの者と合理的に疑われる者を意味します。

注2 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i)特定株主グループが当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割

合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、同項に規定する当該保有者の共同保有者の保有株券等の数も計算上考慮されるものとします。）又は(ii)特定株主グループが当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の大規模買付者及びその特別関係者である場合の当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいいます。）の合計をいいます。各株券等保有割合の算出にあたっては、総議決権数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

注4 「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定株主グループ及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として行います。

注5 本文の③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が特別委員会の勧告を最大限尊重した上で合理的に判断いたします。なお、当社取締役会は、本文の③所定の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることができます。

注6 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本件新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものといたします。

注7 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本注において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本注において同じとします。）を行う旨の公告を行ったもので、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合として合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本件新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものといたします。

注8 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

注9 ただし、一定の場合には、非適格者による当該新株予約権の行使が認められる旨の条件を付すことがあります。具体的には、(i)買付者等が本件新株予約権無償割当て決議後に買付け等を中止若しくは撤回又は爾後買付け等を実施しないことを誓約するとともに、買付者等その他の非適格者が、当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(ii)買付者等の株券等保有割合（ただし、株券等保有割合の計算に当たっては、買付者等やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者等の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する当該新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものといたします。）として当社取締役会が認めた場合が、20%を下回っている場合は、当該処分を行った買付者等その他の非適格者は、その保有する当該新株予約権につき、当該20%を下回る割合の範囲内に限り行使することなどが定められることなどがあります。

以上

(添付資料) 特別委員会の概要等

1. 特別委員会の委員

特別委員会は、当社取締役会からの独立性の確保及び企業経営に関する判断能力の観点から、当社取締役会の過半数の承認を受けた以下のいずれかの要件を満たす委員 3名以上により構成されます。

- ① 業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役
- ② 弁護士・公認会計士・学識経験者・実績ある会社経営者等社外有識者

2. 委員の略歴

(1) 当社社外取締役（監査等委員）

田名綱 尚氏 1954年9月11日生

1978年4月 千代田生命保険相互会社（現 ジブラルタ生命保険株）入社
2001年2月 松井証券株 入社
2002年6月 同社 取締役
2004年2月 同社 常務取締役
2005年6月 マネックス・ビーンズ証券株（現 マネックス証券株）監査役
マネックス・ビーンズ・ホールディングス株（現 マネックスグループ株）常勤監査役
2007年6月 マネックス証券株 取締役
マネックスグループ株 取締役
2008年4月 法政大学 兼任講師
2011年2月 マネックス証券株 代表取締役副社長
2013年6月 マネックスグループ株 執行役
2017年4月 マネックス証券株 取締役副会長
2019年12月 カタリスト投資顧問株 監査役（現任）
2020年1月 トビラシステムズ株 社外取締役（監査等委員）（現任）
2020年4月 当社 社外取締役（監査等委員）（現任）
2021年6月 公益財団法人国際人材育成機構 非常勤理事（現任）
2023年6月 マネックス・アセットマネジメント株 監査役（現任）

(2) 当社社外取締役（監査等委員）

栗井 佐知子氏 1957年5月21日生

1984年7月 米国食肉輸出連合会 日本事務所 入所
1991年1月 エスティ・ローダー株（現 ELCジャパン株）入社
1997年3月 日本ロレアル株 入社
2004年11月 ゲラン株（LVJグループ）入社
2012年5月 株fitfit 入社
2013年5月 ラ・プレリージャパン株 代表取締役社長
2019年1月 株ニューポート INCOCO事業部 General Manager
株ハーベス 天然水事業部 非常勤顧問

2019年6月 (株)エー・ディー・ワークス 社外取締役（監査等委員）
2020年4月 当社 社外取締役（監査等委員）（現任）
2020年6月 インフォコム(株) 社外取締役
2022年3月 ビーピー・カストロール(株) 社外取締役（監査等委員）（現任）
2023年6月 H.U. グループホールディングス(株) 社外取締役（現任）

(3) 当社社外取締役（監査等委員）

染川 博行氏 1958年7月29日生
1981年4月 朝日生命保険相互会社 入社
1992年4月 同社 不動産部不動産総務課 課長代理
1995年4月 同社 業務部業務推進室 審議役
1996年4月 同社 秘書部 秘書室長
2009年9月 同社 総務人事統括部門 人事担当副統括部門長
2012年4月 同社 内部監査局 内部監査局長
2015年4月 同社 常勤監査役
2022年1月 (株)エー・ディー・ワークス 監査役（現任）
2024年3月 当社 社外取締役（監査等委員）（現任）

特別委員会規則の概要

1. 委員構成

特別委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、又は弁護士・公認会計士・学識経験者・実績ある会社経営者等社外有識者の中から、当社取締役会が選任する委員3名以上で構成される。

2. 任期

特別委員会委員の任期は、3年とする。

3. 特別委員会の権限

- (1) 当社が大規模買付者から提案を受け、特別委員会が当社取締役会から大規模買付者が提出した必要情報の上程を受けた場合、特別委員会は、提案の検討・分析を行い、取締役会が大規模買付者から受領した必要情報の上程を受けてから90営業日以内（ただし、特別委員会は、必要がある場合には、この期間を30営業日により延長することができるものとする。）に、当社大規模買付ルールに定める対抗措置の発動の適否、発動の適否の判断が困難なので最終的に株主意思を確認するのが適当であるか否か、対抗措置の発動の相当性等を記載した勧告書を作成し、取締役会に対して、勧告する。
- (2) 対抗措置の発動の要否の勧告に際して、特別委員会は、大規模買付者が当社大規模買付ルールに違反したほか、以下の事項の該当性につき検討・分析していくればかに該当すると判断した場合には、取締役会に対して対抗措置の発動を勧告し、いずれにも該当しないと判断した場合には対抗措置の不発動を勧告する。ただし、特別委員会による勧告期限の終了前に、株主総会が開催され、当社大規模買付ルールの廃止が決議された場合若しくは対抗措置の発動を認めない旨の決議がなされた場合、又は取締役会が開催され、当社大規模買付ルールの廃止が決議された場合若しくは対抗措置を発動しない旨の決議がなされた場合には、検討・分析を中止し、取締役会に対する勧告を行わない。
 - ① 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社又は、当社関係者に引き取らせる目的であると判断される場合、
 - ② 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密、主要取引先や顧客等を買付提案者やそのグループ会社に移譲せなど、いわゆる焦土化経営を行う目的があると判断される場合
 - ③ 当社の経営を支配した後に当社の資産を買付提案者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的があると判断される場合
 - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時の高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高価売り抜けを目的としていると判断される場合
 - ⑤ 強圧的二段階買付け（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付け条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）を予定して当社株式の大規模買付行為等を行う等、当社の株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあると判断される場合

- ⑥ 買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、買付等の後における当社グループの顧客、取引先、従業員その他の当社グループに係る利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑みて不十分又は不適当な買付け等と判断される場合
 - ⑦ いわゆる反社会的勢力、又はかかる勢力が支配・関与する個人・団体による大規模買付行為等と判断される場合
 - ⑧ 大規模買付者による大規模買付行為等の後の経営方針及び事業計画が著しく不合理であると判断される場合
 - ⑨ 大規模買付者による大規模買付行為等の後の経営方針及び事業計画が当社取締役会の経営方針及び事業計画（大規模買付者による大規模買付行為等の後の経営方針及び事業計画に対する代替案を含みます。）に著しく劣ると判断される場合
- (3) 特別委員会は、当社取締役会又は株主総会が具体的対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者から当社取締役会に対して大規模買付行為等の変更又は代替案の提示があった場合は、当社取締役会の諮問を受け、対抗措置の発動の停止又は変更等の要否につき検討し、その結果を記載した勧告書を作成し、取締役会に対して、勧告する。

4. 特別委員会の決議

特別委員会の決議は、原則として特別委員会委員の全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由がある時は、特別委員の3分の2以上が出席し、その過半数をもってこれを行うことができる。

5. その他

- (1) 特別委員会は、大規模買付者から本情報が提供された場合その他必要あるごとに開催する。
- (2) 特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタント、その他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。
- (3) 特別委員会は、審議又は報告のため、当社の取締役、使用人、会計監査人その他の第三者を特別委員会に出席させることができる。

以上

〈ご参考〉

株式会社ADワークスグループの株式の状況（2025年12月31日現在）

- | | |
|-------------------|---------------------------------|
| 1. 発行可能株式総数 | 157,150,000 株 |
| 2. 発行済株式の総数 | 49,806,885 株（自己株式 613,979 株を除く） |
| 3. 株 主 数 | 24,642 名 |
| 4. 大 株 主（上位 10 名） | |

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
田中 秀夫	5,359,200	10.76%
有限会社リバティーハウス	1,971,600	3.96%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	900,000	1.81%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	892,800	1.79%
BOFAS INC SEGREGATION ACCOUNT	882,810	1.77%
立花証券株式会社	769,100	1.54%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員株式報酬信託口・76735 口)	701,751	1.41%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505044	690,200	1.39%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	671,944	1.35%
株式会社ADワークスグループ	613,979	-

（注）当社は自己株式 613,979 株を保有しております、持株比率は当該自己株式を控除して計算しております。

5. 所有者別株式分布状況（株式数比率）

所有者別	所有株式割合
金融機関	2.53%
金融商品取引業者	6.79%
その他法人	5.61%
外国法人等	12.86%
個人・その他	70.99%
自己株式	1.22%

以上